

増改築等工事証明書の発行業務要領

一般財団法人ベターリビング

1. 適用

この増改築等工事証明書の発行業務要領は、一般財団法人ベターリビング（以下「財団」という。）が「増改築等工事証明書」についての通達（平成 28 年 4 月 1 日付国住政第 103 号、国住生第 797 号）（以下、「通達」という。）の 17 の証明主体として、以下の(1)及び(2)の税制に係る増築、改築、修繕又は模様替等の増改築等工事証明書の発行に関する業務について適用する。

- (1) 租税特別措置法（以下、「法」という。）第 41 条の 19 の 3 第 1 項に規定する高齢者等居住改修工事等に係る平成 19 年国土交通省告示第 407 号各号の増築、改築、修繕又は模様替（以下、「バリアフリー改修工事」という。）
- (2) 法第 41 条の 19 の 3 第 1 項に係る平成 21 年国土交通省告示第 379 号 1. ア及び平成 25 年経済産業省・国土交通省告示第 5 号の 1 から 6 の増築、改築、修繕又は模様替等並びに平成 21 年経産省告示第 68 号の太陽光発電設備とこれと同時に設置する専用の架台等とする。（以下、「省エネ改修工事」という。）

2. 用語の定義

この要領において「増改築等工事証明書」とは、昭和 63 年建設省告示第 1274 号により告示された書類をいう。

3. 判断基準

- (1) バリアフリー改修工事
通達の 9. による。
- (2) 省エネ改修工事
通達の 11. (1)①、(2)及び(3)による。

4. 増改築等工事証明書の発行業務手順

(1) 証明書発行業務の引受

財団は、依頼者から増改築等工事証明書の発行依頼があった場合は、増改築等工事証明書発行依頼書のほか、必要書類が添付されていることを確認し、提出書類に特に不備がない場合には当該依頼書及び提出書類等を受理する。

(2) 判断基準への適合確認

- 1) 提出書類について、3. (1)又は(2)への適合を確認する。
- 2) 提出書類の内容に疑義がある場合は、必要に応じて依頼者又は代理者に説明を求め、誤りがある場合は是正を求める。
- 3) 提出書類により判断基準への適合が確認できない場合は、現場確認により適合を確認する。この場合、依頼者に現場確認が必要な旨を事前に連絡し、依頼者の要望に応じて現場確認を実施する。
- 4) 現場確認により工事内容に疑義がある場合は、必要に応じて依頼者又は代理者に説

明を求め、誤りがある場合は是正を求める。

5) 書類確認、あるいは現場確認で判断基準への適合が確認出来なかった場合は証明書を発行できない旨の通知書を発行する。

(3) 証明書の発行

書類審査、現場確認により判断基準への適合が認められる場合、依頼者に対して増改築等工事証明書を発行する。

5. 判断基準への適合確認の方法

写真、納品書等により、3. (1) 又は(2)の基準との照合を行う。また、上記手法によって判断することが困難である場合には、現地確認を行い、目視、計測等により確認する。

6. その他

(1) 証明料金

証明料金は別表の通りとする。なお、4. (2) ③に定める事実が生じ、審査の途中で業務を終了した場合の料金については、業務の進捗度を勘案して料金を決定する。

(2) 秘密保持について

財団、書類及び現場確認者並びにこれらの者であった者は、この業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用しません。

(3) 帳簿の作成・保存

財団は、証明書の発行業務管理帳簿を作成し事務所に備え付け、施錠のできる室又はロッカー等において、個人情報及び秘密情報が漏れることなく、かつ、この業務以外の目的で複製、利用等がされない、確実な方法で保存する。

(4) 書類等の保存

帳簿は証明書発行業務の全部を終了した日の属する年度、提出書類および証明書の写しは証明書の発行を行った日の属する年度から5事業年度保管する。

(5) 国土交通省等への報告等

財団は、公正な業務を実施するために国土交通省から業務に関する報告等を求められた場合は、業務の内容、判断根拠その他情報について報告等をする。

(附則)

この要領は、平成28年11月1日より施行する。

別表

1. 証明料金

証明料金は、適合確認の法により以下に定める金額とする。現地確認を実施する場合は申請者に別途旅費を請求する。

適合確認の方法	金額（税抜金額）
書類審査	26,000
書類審査及び現地確認	54,000

2. 認証料金の納入

(1) 申請者は、認証料金を銀行振込により納入する。ただし、やむを得ない事由がある場合は、別の納入方法によることができる。

(2) 前項の納入に要する費用は申請者の負担とする。

3. 証明料金を減額するための要件

証明料金は、適合確認が合理的・効率的に実施できると判断したとき、減額することができるものとする。

4. 認証料金を増額するための要件

1. に定める証明料金に含まれない業務を実施しなければ、証明が行えないと財団が判断したとき、証明料金を増額することができる。

5. 証明料金の返還

納入した認証料金は、返還しない。ただし、財団の責に帰すべき事由により証明業務が実施できなかった場合には、この限りでない。

以上